

# 沼津市斎場劣化度調査等業務委託プロポーザル実施要領

## 1 目的

沼津市斎場（以下「斎場」という。）は、平成元年4月の供用開始から、35年以上が経過し、施設及び設備等の老朽化が進んでいるため、劣化状況を調査・整理する。これに伴い、効率的・効果的な修繕、維持管理の方針を構築することを目的とし、沼津市個別施設計画に基づく改修計画（令和7年度から令和8年度まで）及び維持管理するための修繕計画（令和9年度から令和30年度まで）を作成する。

## 2 業務概要

- (1) 名称 沼津市斎場劣化度調査等業務委託
- (2) 履行期間 契約締結の日～令和7年3月31日
- (3) 場所 沼津市 市民福祉部 市民課（沼津市御幸町16番1号）  
沼津市斎場（沼津市中瀬町14番1号）ほか
- (4) 提案限度額  
16,830,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 業務内容

沼津市斎場劣化度調査等業務委託公募仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

## 4 契約候補者選定スケジュール（予定）

項目	期日
(1) 公募（市ホームページ掲載）開始	令和6年5月21日(火)
(2) 現場見学会（沼津市斎場）	令和6年6月5日(水) 午前10時～正午（予定）
(3) 質問書 提出期間	令和6年6月13日(木)午後5時まで
(4) 質問の回答（市ホームページ掲載）	令和6年6月14日(金)午後5時まで
(5) 参加申込書兼企画提案書提出期間	令和6年6月20日(木)午後5時まで
(6) 選考会	令和6年6月27日(木)
(7) 選定結果公表（予定）	令和6年6月28日(金)
(8) 契約締結（予定）	令和6年7月上旬

## 5 参加資格

本業務のプロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件全てに該当するものとする。

- (1) 過去10年間（平成26年4月1日から令和6年3月31日までの期間）に地方公共団体（一部事務組合を含む）の発注する類似業務を完了した実績があること。なお、類似業務とは、火葬場・斎場の新設、改修等に係る計画作成業務を指す。記載に当たっては、事業所または管理技術者における類似業務のうち火葬場の改修事業の実績があれば優先して記載すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）上の更生手続開始の申立てをした者にあつては、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定を受けている者。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始の決定を受けている者。
- (5) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団ではないこと、同条第2号に規定する暴力団員等ではない者又はこれらと密接な関係を有しない者。
- (6) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を、募集開始の日から締切日までの間に受けていない者。
- (7) 国税及び沼津市税の滞納がない者。

## 6 質問の受付及び回答

本募集要領及び仕様書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

- (1) 質問期間 令和6年6月13日（木）午後5時まで
- (2) 提出場所 事務局（本要領16のとおり）
- (3) 提出方法 質問書 別紙様式①を電子メールにて送信する。
- (4) 回答方法 質問に関する回答は令和6年6月14日（金）午後5時までに、沼津市ホームページに掲載する。

## 7 現場見学会

現場見学会を次のとおり開催する。本見学会では質問を受け付けず、正式な質問及びその回答は、「本要領6」のとおりとする。

- (1) 開催日 令和6年6月5日(水) 午前10時～正午(予定)
- (2) 開催場所 沼津市斎場(沼津市中瀬町14番1号)
- (3) 申込期限 令和6年6月3日(月) 正午まで
- (4) 申込方法 「現場見学会への参加申込書」(様式②)に必要事項を記入の上、電子メールにより、事務局(本要領16のとおり)に提出すること。メールタイトルは「現場見学会への参加申込(企業名)」とする。窓口・電話・FAXでの受付は行わない。メール送信後、提出者は、事務局(本要領16のとおり)に電話で受領確認を行うこと。
- (5) その他

本見学会ではない日の見学は認めない。現場の見学を希望する場合は、積極的に参加すること。もし、本見学会に参加しなかったとしても、参加申込書兼企画提案書を提出することはできる。なお、参加者の人数制限はしないが、会場の定員を超過した場合には、減員をお願いする場合がある。

## 8 参加申込書兼企画提案書の提出

参加申込書兼企画提案書を提出する者は、次の各号に掲げる事項に従うこと。

- (1) 提出期間 令和6年6月20日(木)午後5時まで
- (2) 提出書類

	提出書類	規格	部数	備考
1	参加申込書兼企画提案書表紙	様式③	1部	
2	企画提案書別紙	様式任意 A4判 縦横自由	簡易製本 (長編綴じ) 6部	企画提案書作成要領(別紙1)にある提案依頼事項については全て記載すること。また、作成した箇所には「項目番号」を記載すること。事業者が特定できる表現はしないこと。
3	会社概要	様式④	1部	会社概要パンフレットを作成している場合は、添付すること。
4	類似業務及び社会貢献活動実績	様式⑤	6部	過去10年間(平成26年4月1日から令和6年3月31日までの期間)に地方公共団体の発注

				する類似業務を完了した実績を記載すること。また、地域への社会貢献活動実績があれば、記載すること。
5	業務実施体制	様式⑥	6部	
6	見積書	様式任意	1部	
7	登記簿謄本等		1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人登記している事業者は、履歴事項全部証明書の写し</li> <li>・個人事業者の場合は、代表者身分証明書の写し</li> </ul>
8	財務諸表			直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」
9	納税証明書  ※市内に本社又は営業所のない事業者は国税納税証明書のみ提出		各1部	<p>課税のあるもののみ提出。</p> <p>①市税納税証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人登記している事業者は、法人市民税納税証明書（最新のもの）</li> <li>・個人事業者の場合は市県民税納税証明書（最新のもの）</li> </ul> <p>②固定資産税納税証明書（最新のもの）</p> <p>③国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出</li> <li>・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出</li> </ul>
10	暴力団又は暴力団員ではないこと等に関する表明・確約書	様式⑦	1部	

※ 証明書等の発行日は、申請日から起算して3カ月以内のものとする。

※ 沼津市入札参加資格者名簿に登載されている者は、上記7、8、9、10の提出を省略できる。

### (3) 企画提案書等作成にあたっての資料閲覧

#### ア 閲覧可能な資料

企画提案書等の作成に当たっては、以下の資料を閲覧できる。

- ・沼津市斎場・駐車場建築主体工事図面
- ・沼津市斎場に係る各設備保守点検業務委託報告書 等

#### イ 閲覧場所

事務局（本要領 16 のとおり）

#### ウ 閲覧期間

令和 6 年 6 月 20 日（木）までの土曜、日曜日及び祝日を除く毎日

午前 9 時から午後 5 時まで

※ただし、6 月 20 日（木）は、正午まで。

## 9 企画提案書の審査及び評価

(1) 審査主体 沼津市斎場劣化度調査等業務委託契約候補者選定委員会

(2) プロポーザルへの参加承認及び選考会当日案内の通知

企画提案書の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には選考会（プレゼンテーション・ヒアリング）の当日案内も併せて通知する。

なお、企画提案書を提出したにもかかわらず、令和 6 年 6 月 25 日（火）午後 1 時までに認否の連絡がない場合は、令和 6 年 6 月 25 日（火）午後 5 時までに、事務局（本要領 16 のとおり）へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

(3) 選考会

選考会参加者として選定された者に対し、選考会への参加を求め、企画提案書に関するプレゼンテーション（詳細説明）、質疑応答を行う。

ア 開催日 令和 6 年 6 月 27 日（木）

イ 開催時間及び場所 沼津市斎場（中瀬町 14 番 1 号）

※時間は、参加申込者宛に別途通知する。

ウ 制限時間 説明 20 分以内、質疑応答 15 分程度

エ 留意事項

説明者は、3 名以内とする。プレゼンテーションにスライドを使用する場合は、企業提案書提出の際に申し出ること。また、プロジェクター及びスクリーンは、市で用意するが、パソコン及びその他必要な機材等は、参加者が用意すること。なお、プレゼンテーションの際には、自社名を明かしてはならない。

## 10 選定の方法

選定は、あらかじめ設定した選定基準(別紙2 選定基準)に基づき、選定委員が企画提案書及び選考会の評価を行う形式で実施し、各選定委員が評価した合計点を平均した点数が、満点の6割以上となる選考会参加者のうち、総合評価で最高得点となった者を契約の相手方となる候補者(以下「契約候補者」という。)及び2番目に得点が高かった者を次に契約の相手方となる候補者(以下「次点者」という。)として契約の相手方に選定する。なお、合計点が同じ場合は出席委員の多数決で決定し、可否同数の時は委員長が決定する。

## 11 選定結果の通知及び公表

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

## 12 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき。
- (2) 選考会指定時間に会場しなかったとき。
- (3) 「5 参加資格」の各号のいずれかに該当しなかったとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (5) プレゼンテーションにおいて虚偽の説明をしたとき。
- (6) その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正な行為があったと市長が認めたとき。

## 13 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約候補者の提案をもとに契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が「12 参加者の失格」に該当することとなった場合は、契約を締結しない。この場合は、次順位の者と協議するものとする。なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載されている「沼津市業務委託契約約款」を含めるため、事前に確認しておくこと。

## 14 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、すみやかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程等）を作成し、市の承認を得ること。

## 15 その他

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。
- (4) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

## 16 事務局

沼津市役所 市民福祉部 市民課 管理係 担当 富田・阿部  
〒410-8601 静岡県沼津市御幸町 16-1  
電 話 055-934-4720（直通）  
F A X 055-934-1672  
E-mail koseki-juki@city.numazu.lg.jp